

議会議案第15号

鎌倉市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年（2021年）2月10日提出

提出者 議会基本条例の改正に関する特別委員長

納 所 輝 次

（提案理由）

議会基本条例の改正に関する特別委員会における検討及び審査の結果、条例の改正を要するとした規定について、所要の整備を行うため、鎌倉市議会会議規則第15条第2項の規定により提出するものである。

## 鎌倉市議会基本条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会基本条例（平成26年12月条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 条例の検証及び見直し（第20条）」を  
「第8章 災害対策及び災害復旧活動（第20条）」に改める。  
第9章 条例の検証及び見直し（第21条）」

第4条第5号中「環境作り」を「環境づくり」に改める。

第6条第2項中「委員会」の次に「及び議会全員協議会」を加え、同条に次の1項を加える。

6 議会は、委員会において請願又は陳情の審査を行うに当たり、請願又は陳情の提出者から趣旨説明の申出があったときは、説明の機会を設けるものとする。

第13条第2項中「専門家及び市民等との研修会の開催に努める」を「専門家等を招いて研修会を開催するとともに、市民等に原則公開する」に改める。

第20条を第21条とする。

第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

### 第8章 災害対策及び災害復旧活動

第20条 議会は、大規模災害や市民生活を脅かす緊急事態の発生時においては、市民の安全安心を確保し、平穏な日常生活を回復させるために、必要な体制を構築し、執行機関と協力、連携を図りながら、適切かつ迅速な災害対策及び災害復旧活動を行うこととする。

2 議会は、前項の目的を達成するために、鎌倉市議会業務継続計画を定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。